

令和3年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会  
次 第

日 時 令和3年11月18日(木)  
午後2時～午後4時  
場 所 平塚市役所本館4階 410会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 仮係数に基づく令和4年度の納付金・標準保険税率の説明について  
…資料1-1～資料1-5
- (2) 未就学児の均等割保険税の軽減措置について…資料2
- (3) 平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の概要について  
(報告) …資料3-1、資料3-2
- (4) その他

3 閉 会

## 仮係数に基づく令和4年度の納付金・標準保険税率

令和4年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算編成の基礎の一つとなる、仮係数に基づいた納付金・標準保険税率が示されました。

### 今後の対応

仮係数に基づいた納付金・標準保険税率を基に、保険税率などを決定し、令和4年度平塚市国民健康保険特別会計当初予算案を編成します。

今回の国民健康保険運営協議会で当初予算案を説明し、保険税率については諮問します。

### 納付金

納付金は、医療費水準や所得水準を考慮して決められます。市町村ごとの国保事業費納付金を都道府県が決定し、各市町村は都道府県に納付します。都道府県は、国民健康保険財政の「入り」を管理できます。

市国民健康保険事業特別会計当初予算案では、歳出の国民健康保険事業費納付金として、提示された額を計上します。

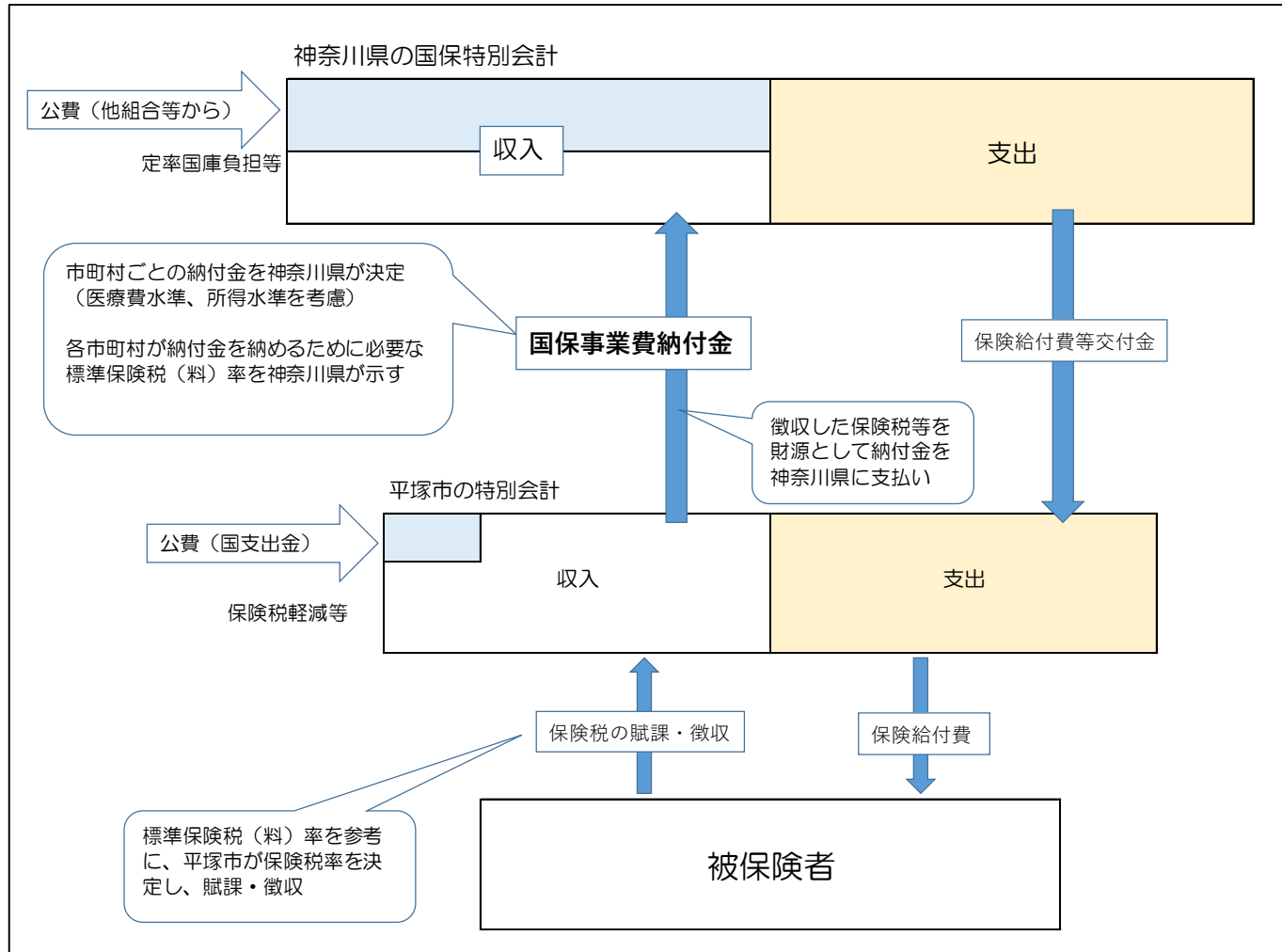
### 標準保険税率

都道府県が市町村ごとの標準保険税率を示すことにより、標準的な住民負担の見える化が図られ、将来的に保険税負担の平準化が進められます。

平塚市では、この標準保険税率を参考に、令和4年度の保険税率を決定します。

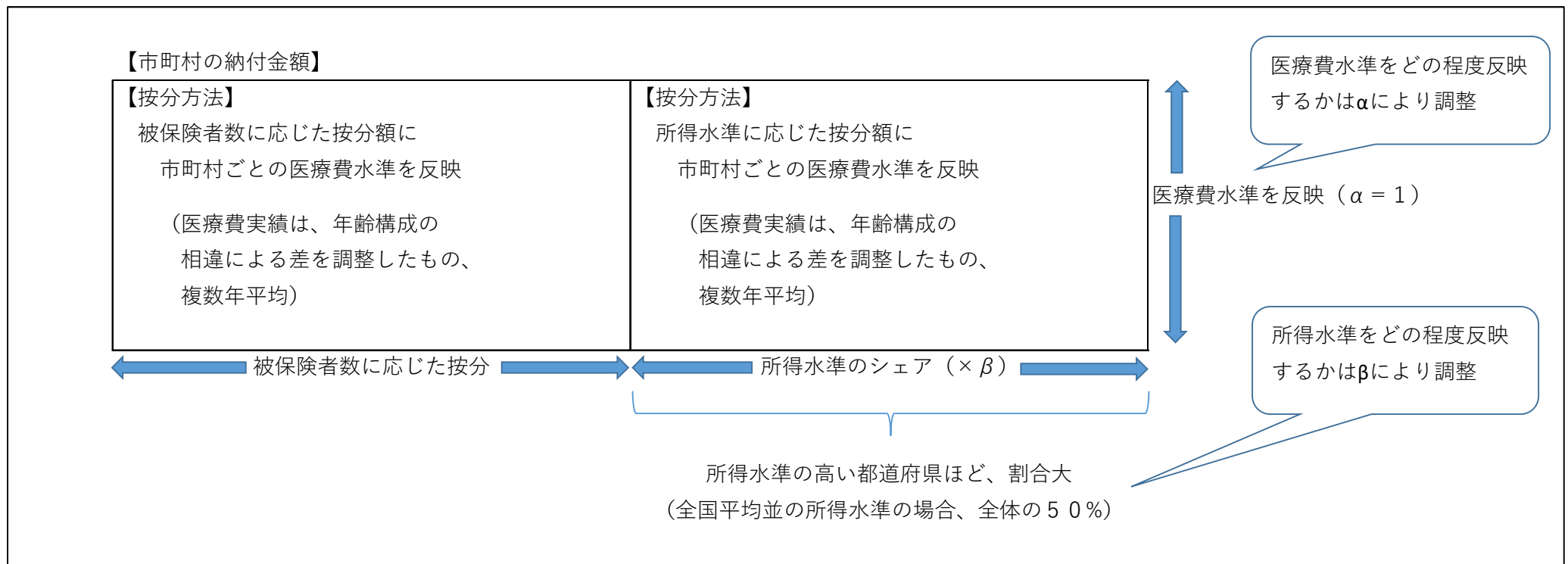
### 国保財政の仕組み（イメージ）

- 神奈川県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う。
- 平塚市は、神奈川県が市町村ごとに決定した納付金を神奈川県に納付する。（納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮）



## 国保事業費納付金の市町村分算定イメージ

○神奈川県が、県内の保険料収納必要額（医療給付費－公費等による収入額）を市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定



## 仮係数に基づいた国保事業費納付金の比較(ケース1)

※一般分と退職分の内訳は現時点で示されていない

## 1 前年度仮係数(≒現年度当初予算)との比較

種類	単位	4	3	前年差	前年比
総額	円	7,192,488,762	7,283,441,340	-90,952,578	-1.25%
医療分	円	4,801,171,886	4,952,008,110	-150,836,224	-3.05%
一般分	円	4,801,171,886	4,948,928,694	-147,756,808	-2.99%
退職分	円	0	3,079,416	-3,079,416	-100.00%
後期分	円	1,719,688,441	1,687,435,505	32,252,936	1.91%
一般分	円	1,719,688,441	1,687,435,505	32,252,936	1.91%
退職分	円	0	0	0	#DIV/0!
介護分	円	671,628,435	643,997,725	27,630,710	4.29%

介護分は一般分と退職分の合算

## 2 前年度本係数(≒現年度9月補正予算)との比較

種類	単位	4	3本	前年差	前年比
総額	円	7,192,488,762	7,150,388,252	42,100,510	0.59%
医療分	円	4,801,171,886	4,740,713,553	60,458,333	1.28%
一般分	円	4,801,171,886	4,737,634,137	63,537,749	1.34%
退職分	円	0	3,079,416	-3,079,416	-100.00%
後期分	円	1,719,688,441	1,732,528,426	-12,839,985	-0.74%
一般分	円	1,719,688,441	1,732,528,426	-12,839,985	-0.74%
退職分	円	0	0	0	#DIV/0!
介護分	円	671,628,435	677,146,273	-5,517,838	-0.81%

## 参考

## 前年度の仮係数と本係数の差

種類	単位	3本	3仮	差	比
総額	円	7,150,388,252	7,283,441,340	-133,053,088	-1.83%
医療分	円	4,740,713,553	4,952,008,110	-211,294,557	-4.27%
一般分	円	4,737,634,137	4,948,928,694	-211,294,557	-4.27%
退職分	円	3,079,416	3,079,416	0	0.00%
後期分	円	1,732,528,426	1,687,435,505	45,092,921	2.67%
一般分	円	1,732,528,426	1,687,435,505	45,092,921	2.67%
退職分	円	0	0	0	#DIV/0!
介護分	円	677,146,273	643,997,725	33,148,548	5.15%

## 診療報酬改定の影響

仮係数では、改定の影響は含まれない見込み。

令和4年度 標準保険料率(市町村算定方式)(仮係数)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,296,370	後期支援分 1,699,576	介護分 653,943	被保数 53,078 人
標準収納率	医療分 91.63%	後期支援分 91.63%	介護分 91.63%	所得総額 34,479 百万円
賦課割合	応能割 54.50	応益割 45.50	均等割 31.85 70.0%	平等割 13.65 30.0%

(参考) 3年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.41%	25,290円	17,490円	42,780円
後期課税額	2.50%	9,560円	6,620円	16,180円
介護納付金課税額	2.60%	11,740円	6,000円	17,740円
	11.51%	46,590円	30,110円	76,700円

令和4年度 標準保険料率	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.79%	25,781円	17,094円	42,875円
後期課税額	2.77%	10,198円	6,762円	16,960円
介護納付金課税額	2.94%	12,011円	6,081円	18,092円
	12.50%	47,990円	29,937円	77,927円

比較②

現在値との差 (R4標準保険料率-現在 値)	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	0.38%	491円	-396円	95円
後期課税額	0.27%	638円	142円	780円
介護納付金課税額	0.34%	271円	81円	352円
	0.99%	1,400円	-173円	1,227円

必要な保険料総額の差異(R4 - R3)

単位:千円	医療分	後期支援分	介護分
	-114,422	53,746	99,560

被保数・所得総額の差異(R4 - R3)

被保数	単位	所得総額	単位
-1,898人		-1,923	百万円

比較①

4年度標準保険料率と3年度標準保険料率の差異  
【4年度標準保険料率-3年度標準保険料率】

所得割税率	均等割額	平等割額	
0.25%	-53	-780	-833円
0.25%	558	92	650円
0.44%	692	299	991円
0.94%	1,197円	-389円	808円

この欄に県から示された令和4年度の標準税率が記載されています。

令和3年度 標準保険料率(市町村算定方式)(仮係数)

必要な保険料総額 (単位:千円)	医療分 4,410,792	後期支援分 1,645,830	介護分 554,383	被保数 54,976 人
標準収納率	医療分 90.82%	後期支援分 90.82%	介護分 90.82%	所得総額 36,402 百万円
賦課割合	応能割 54	応益割 46	均等割 32.2 70.00%	平等割 13.8 30.00%

(参考) 3年度現在値	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.41%	25,290円	17,490円	42,780円
後期課税額	2.50%	9,560円	6,620円	16,120円
介護納付金課税額	2.60%	11,740円	6,000円	18,350円
	11.51%	46,590円	30,110円	76,700円

令和3年度 標準保険料率	所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
基礎課税額	6.54%	25,834円	17,874円	43,708円
後期課税額	2.52%	9,640円	6,670円	16,310円
介護納付金課税額	2.50%	11,319円	5,782円	17,101円
	11.56%	46,793円	30,326円	77,119円

現在値との差  
(3標準保険料率-現在値)

所得割税率	均等割額 (被保数割)	平等割額 (世帯数割)	
0.13%	544円	384円	928円
0.02%	80円	50円	130円
-0.10%	-421円	-218円	-639円
0.05%	203円	216円	419円

未就学児の均等割保険税の軽減措置について

未就学児の均等割保険税の軽減措置が政令により定められたため、本市においても、令和4年度から軽減措置を実施する予定としています。

対象

被保険者全世帯の未就学児

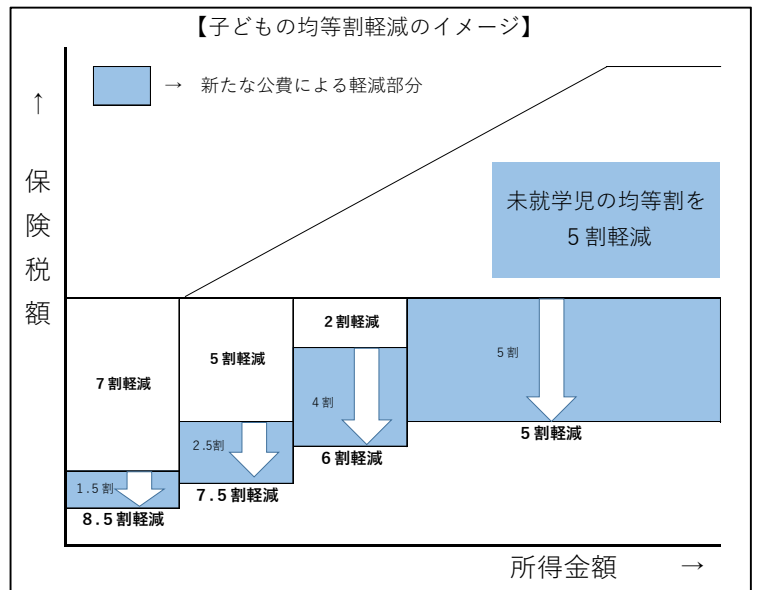
開始時期

令和4年度（2022年度）

軽減額

未就学児の均等割保険税を公費により5割軽減します。

※例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となります。  
同様に5割軽減世帯、2割軽減世帯についても残りの半分の軽減します。



本市の状況

令和3年9月の本市の状況で試算すると

区分別	均等割人員(人)	法定軽減後の税額(円)	未就学児軽減額(円)
7割軽減	335	3,502,425	1,751,213
5割軽減	219	3,816,075	1,908,038
2割軽減	182	5,074,160	2,537,080
軽減なし	523	18,226,550	9,113,275
合計	1,259	30,619,210	15,309,605

※令和3年度の均等割額で試算（医療分 25,290円、支援分 9,560円）

国・地方の負担割合

国、県、市の負担は、国が1/2、県と市が1/4となっているため、およそ次のとおりとなります。

軽減額全体 15,309,605円

国 1/2 (7,655,000円) 県 1/4 (3,828,000円) 市 1/4 (3,828,000円)

市負担分(3,828,000円)については、法定繰入金で対応する見込みとなっています。

## 平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要について（報告）

令和 3 年 7 月に建議をいただいた平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、庁内手続きを経て令和 3 年 12 月市議会定例会に議案を上程することとなりました。

### 1 改正の要旨

①健康保険法施行令の一部改正（令和 4 年 1 月 1 日施行）にあわせ、平塚市国民健康保険条例第 5 条に規定する産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を「40 万 4,000 円」から「40 万 8,000 円」に改定するものです。

出産育児一時金の支給額

	産科医療補償制度の対象外分娩	掛け金	産科医療補償制度の対象分娩
現 行	40 万 4,000 円	1 万 6,000 円	42 万円
改正後	40 万 8,000 円	1 万 2,000 円	42 万円

※ 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設され、平成 21 年 1 月 1 日に施行されました。

②平塚市国民健康保険条例第 10 条に規定する国民健康保険税の課税根拠について、平塚市国民健康保険税条例第 1 条の課税根拠と重複していることから、国民健康保険法第 76 条及び地方税法第 703 条の 4 を踏まえ整理するため削除するものです。

#### 【平塚市国民健康保険条例】

（国民健康保険税）

第 10 条 本市は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

#### 【平塚市国民健康保険税条例】

（課税の根拠）

第 1 条 地方税法第 703 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、国民健康保険税を課する。

③平塚市国民健康保険条例第 1 条について、国民健康保険制度改革後、国民健康保険条例参考例の提示のとおり、市町村の行う事務であることを明確にするため、「の事務」を追加するものです。

### 2 新旧対照表

別紙のとおり

### 3 施行日

①令和 4 年 1 月 1 日、②・③は公布の日から



## 平塚市国民健康保険条例の一部改正に伴う新旧対照表

—— 改正部分

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が行う国民健康保険について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、42万円を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(国民健康保険税)</p> <p>第10条 <u>本市は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、本市が行う国民健康保険<u>の事務</u>について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、当該被保険者の出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、42万円を支給する。</p> <p>2 省略</p>	<p>出産育児一時金の額を改定するほか、必要な規定を整備する。</p>

現 行	改 正 案	改正要旨
<p>(基金の設置)</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p>(積立て)</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>(管理及び処分)</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第14条</u> 省略</p> <p><u>第15条</u> 省略</p> <p><u>第16条</u> 省略</p>	<p>(基金の設置)</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p>(積立て)</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p>(管理及び処分)</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p><u>第14条</u> 省略</p> <p><u>第15条</u> 省略</p>	